第203期定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

計算書類の注記

連結計算書類の注記

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

株式会社 山形銀行

第203期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. **商品有価証券の評価基準及び評価方法**
   商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. **有価証券の評価基準及び評価方法**
   有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
3. **デリバティブ取引の評価基準及び評価方法**
   デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. **固定資産の減価償却の方法**
   (1) **有形固定資産（リース資産を除く）**
   有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　　２年～50年
   その他　　２年～15年
   (2) **無形固定資産（リース資産を除く）**
   無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。
   (3) **リース資産**
   所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. **外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準**
   外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. **引当金の計上基準**
   (1) **貸倒引当金**
   貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
   「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) **役員賞与引当金**

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) **退職給付引当金**

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) **役員退職慰労引当金**

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) **睡眠預金払戻損失引当金**

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) **偶発損失引当金**

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

7. **ヘッジ会計の方法**

(1) **金利リスク・ヘッジ**

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

(2) **為替変動リスク・ヘッジ**

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段と

し、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. **消費税等の会計処理**

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に対応する単一の割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が291百万円増加し、利益剰余金が189百万円減少しております。なお、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. **無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）**により貸付けている有価証券が、国債に46,843百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、**破綻先債権額**は1,021百万円、**延滞債権額**は17,004百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、**３カ月以上延滞債権額**は28百万円であります。

   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、**貸出条件緩和債権額**は3,103百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. **破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額**は21,158百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. **手形割引**は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,805百万円であります。

7. **担保に供している資産**は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	194,468百万円
担保資産に対応する債務	
預金	15,968百万円
コールマネー	20,000百万円
債券貸借取引受入担保金	25,214百万円
借用金	40,500百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券31,925百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金30百万円及び保証金319百万円が含まれております。

8. **当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約**は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、522,392百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が512,333百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、**事業用の土地の再評価**を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成14年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　3,981百万円

10. **有形固定資産の減価償却累計額** 25,937百万円
11. **有形固定資産の圧縮記帳額** 2,079百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、**有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額**は8,731百万円であります。
13. 取締役及び監査役との間の取引による**取締役及び監査役に対する金銭債権総額** 20百万円
14. **関係会社に対する金銭債権総額** 9,828百万円
15. **関係会社に対する金銭債務総額** 7,155百万円

（損益計算書関係）

1. **関係会社との取引による収益**

資金運用取引に係る収益総額	93百万円
役務取引等に係る収益総額	82百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	15百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	2百万円
役務取引等に係る費用総額	266百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	－百万円
その他の取引に係る費用総額	412百万円

2. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の営業店舗等について、帳簿価額を回収可能額まで減額し当該減少額130百万円を**減損損失**として特別損失に計上しております。

区分	主な用途等	種類	減損損失	場所
稼動資産	営業店舗２か所	土地及び建物等	31百万円	山形県内
			（うち土地 29百万円）	
			（うち建物等 1百万円）	
遊休資産	遊休資産１か所	土地	98百万円	山形県外

営業用店舗については、営業店ごと（ただし連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）に継続的な収支の把握を行っていることから各店舗を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本部、事務センター、社宅、寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産の重要性を勘案し、主として「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」等に基づき算定しております。

3. **関連当事者との取引**

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注２)	科目	期末残高
子会社	山銀保証サービス株式会社	直接所有 5.0% 間接保有 45.0%	当行ローンの被保証 預金取引 役員の兼任	貸出金被保証	363,309	―	―
				保証料の支払	198	―	―
				代位弁済金の受取	169	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針

(注１)　山銀保証サービス株式会社との取引については、すべて通常の取引であり、一般の取引条件と同様であります。

(注２)　取引金額には、消費税は含めておりません。

(2) 役員及びその近親者等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注１)	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	男山酒造株式会社(注２)	35	被所有 直接 0.01%	与信取引先	資金の貸付	48	貸出金	58
	山形酒類販売株式会社(注３)	30	―	与信取引先	資金の貸付	156	貸出金	153

(注１)　取引条件及び取引条件の決定方針等は、他の取引先と同一であります。なお、取引金額は平均残高を記載しております。

(注２)　男山酒造株式会社は、取締役尾原儀助氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

(注３)　山形酒類販売株式会社は、取締役尾原儀助氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,536	7,017	2,000	6,554	注１，２
合計	1,536	7,017	2,000	6,554	

注１．普通株式の自己株式の増加7,017千株は、定款の定めによる取締役会決議により買い受けたことによる増加7,000千株及び単元未満株式の買取による増加17千株であります。

２．普通株式の自己株式の減少2,000千株は、会社法第178条の規定による取締役会決議により消却したことによる減少であります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. **売買目的有価証券**（平成27年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	0

2. **満期保有目的の債券**（平成27年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額 （百万円）	時　価 （百万円）	差　額 （百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社　債	7,593	7,722	129
	その他	－	－	－
	小　計	7,593	7,722	129
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社　債	1,125	1,067	△58
	その他	－	－	－
	小　計	1,125	1,067	△58
合　計		8,719	8,790	71

3. **子会社・子法人等株式及び関連法人等株式**（平成27年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時　価 （百万円）	差　額 （百万円）
子会社・子法人等株式	－	－	－
関連法人等株式	－	－	－
合　計	－	－	－

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式又は出資金

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式	21
関連法人等株式	－
投資事業組合等出資金	468
合　計	490

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. **その他有価証券**（平成27年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差　額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	39,042	17,389	21,652
	債　券	539,750	527,733	12,016
	国　　債	302,022	296,315	5,706
	地 方 債	132,364	127,703	4,661
	短期社債	－	－	－
	社　　債	105,362	103,714	1,648
	その他	137,949	131,758	6,191
	外国債券	104,098	101,226	2,872
	そ の 他	33,850	30,532	3,318
	小　　計	716,741	676,881	39,860
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	806	989	△182
	債　券	61,084	61,173	△88
	国　　債	44,272	44,334	△62
	地 方 債	3,787	3,790	△3
	短期社債	－	－	－
	社　　債	13,025	13,048	△22
	その他	32,995	33,270	△275
	外国債券	15,892	16,027	△135
	そ の 他	17,103	17,243	△140
	小　　計	94,887	95,433	△546
合　　計		811,629	772,315	39,313

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

種　　類	貸借対照表計上額 （百万円）
株　　式	1,489
そ　の　他	2,275
合　　計	3,764

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. **当事業年度中に売却した満期保有目的の債券**（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
国　　債	－	－	－
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社　　債	255	256	1
その他	－	－	－
合　　計	255	256	1

（売却の理由）買入消却のため

6. **当事業年度中に売却したその他有価証券**（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株　式	4,251	2,122	50
債　券	243,677	2,205	251
国　　債	222,124	2,018	243
地方債	15,928	174	－
短期社債	－	－	－
社　　債	5,624	12	8
その他	32,532	259	－
合　　計	280,460	4,587	301

(税効果会計関係)

1. **繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳**は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	712百万円
有価証券償却	245
減価償却費	768
その他	2,829
繰延税金資産小計	4,556
評価性引当額	△1,246
繰延税金資産合計	3,310
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	12,451
その他	89
繰延税金負債合計	12,541
繰延税金負債の純額	9,230百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第９号) が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する**法定実効税率**は従来の35%から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.5%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32%となります。この税率変更により、繰延税金負債は877百万円減少し、その他有価証券評価額金は1,167百万円増加し、繰延ヘッジ損益は125百万円減少し、法人税等調整額は163百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は133百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(１株当たり情報)

１株当たりの純資産額	890円31銭
１株当たりの当期純利益金額	44円39銭

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

1. **会計処理基準に関する事項**

(1) **商品有価証券の評価基準及び評価方法**

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) **有価証券の評価基準及び評価方法**

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) **デリバティブ取引の評価基準及び評価方法**

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) **固定資産の減価償却の方法**

① **有形固定資産（リース資産を除く）**

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　２年～50年
その他　　２年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② **無形固定資産（リース資産を除く）**

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ **リース資産**

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) **貸倒引当金の計上基準**

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先

債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) **役員賞与引当金の計上基準**

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) **役員退職慰労引当金の計上基準**

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) **睡眠預金払戻損失引当金の計上基準**

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) **偶発損失引当金の計上基準**

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

(10)**利息返還損失引当金の計上基準**

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況を勘案し、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

(11)**退職給付に係る会計処理の方法**

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12)**外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準**

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13)**リース取引の処理方法**

（貸手側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年３月31日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固

定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

(14)**重要なヘッジ会計の方法**

(イ)**金利リスク・ヘッジ**

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。キャッシュ･フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

(ロ)**為替変動リスク・ヘッジ**

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計の適用される取引は行っておりません。

(15)**消費税等の会計処理**

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16)**収益及び費用の計上基準**

ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に対応する単一の割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が291百万円増加し、利益剰余金が189百万円減少しております。なお、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. **無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）**により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計46,843百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、**破綻先債権額**は1,052百万円、**延滞債権額**は17,109百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、**３カ月以上延滞債権額**は53百万円であります。

   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、**貸出条件緩和債権額**は3,111百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. **破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額**は21,327百万円であります。

   なお、上記２.から５.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. **手形割引**は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

   これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,805百万円であります。
7. **担保に供している資産**は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	194,468百万円
担保資産に対応する債務	
預　　金	15,968百万円
コールマネー及び売渡手形	20,000百万円
債券貸借取引受入担保金	25,214百万円
借 用 金	43,521百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券31,925百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金30百万円、保証金319百万円が含まれております。

8. **当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約**は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、538,229百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が528,170百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ･フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の**事業用の土地の再評価**を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成14年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　3,981百万円

10. **有形固定資産の減価償却累計額**　　26,038百万円
11. **有形固定資産の圧縮記帳額**　　2,079百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、**有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債**に対する保証債務の額は8,731百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 営業利益の減少によるキャッシュ･フローの低下及び地価の下落した以下の営業用資産について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額130百万円を**減損損失**として特別損失に計上しております。

区　分	主な用途等	種　類	減損損失	場所
稼動資産	営業店舗２か所	土地及び建物等	31百万円	山形県内
		（うち土地	29百万円）	
		（うち建物等	１百万円）	
遊休資産	遊休資産１か所	土地	98百万円	山形県外

営業用店舗については、営業店ごと（ただし連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）に継続的な収支の把握を行っていることから各店舗を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本部、事務センター、社宅、寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産の重要性を勘案し、主として「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. **発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項**

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	172,000	－	2,000	170,000	注１
合　計	172,000	－	2,000	170,000	
自己株式					
普通株式	1,536	7,017	2,000	6,554	注２，３
合　計	1,536	7,017	2,000	6,554	

注１．普通株式の発行済株式の減少は、会社法第178条の規定による取締役会決議により消却したことによる減少であります。

２．普通株式の自己株式の増加7,017千株は、定款の定めによる取締役会決議により買い受けたことによる増加7,000千株及び単元未満株式の買取による増加17千株であります。

３．普通株式の自己株式の減少2,000千株は、会社法第178条の規定による取締役会決議により消却したことによる減少であります。

2. **配当に関する事項**

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月24日定時株主総会	普通株式	511百万円	3.0円	平成26年３月31日	平成26年６月25日
平成26年11月14日取締役会	普通株式	490百万円	3.0円	平成26年９月30日	平成26年12月10日
合　計		1,001百万円			

（2）平成27年６月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたしております。

① 配当金の総額　490百万円
② １株当たり配当額　3.0円
③ 基準日　平成27年３月31日
④ 効力発生日　平成27年６月25日

なお、配当原資は、利益剰余金であります。

(金融商品関係)

1. **金融商品の状況に関する事項**

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、当行という）は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等、主として銀行業務中心に金融サービスに係る事業を行っております。当行が主たる事業とする銀行業務においては、預金やコールマネー等による資金調達を行う一方、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。このように、当行の金融資産及び金融負債は金利変動の影響を受けやすいことから、金融市場環境の変化によって損失を被る市場リスク（金利リスクや価格変動リスク等）を有しているほか、資金繰りに困難が生じたりするリスクも有しております。

このため、資産・負債の状況と金融資本市場の動向を踏まえ、資金繰りや投資方針に合わせて、収益とリスクのバランスを適切にコントロールするための資産・負債の総合管理（ALM）を行っており、その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的等で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債である預金やコールマネー等は、金融資産との金利又は期間のミスマッチによる金利変動リスクを有しております。また、予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利にて調達することを余儀なくされることによる損失を被る資金繰りのリスクを有しているほか、市場全体の信用収縮等の混乱により、必要な資金の調達ができなくなる場合や、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被る等の市場流動性リスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、融資を行う際の基本的な考え方、行動基準等を定めた「クレジットポリシー（融資業務規範）」、信用リスクの具体的な管理方法等を定めた「信用リスク管理規程」に基づき、公共性・安全性・成長性・収益性を重視した与信判断、信用格付・自己査定によるリスク量の把握、特定先への集中排除を原則としたリスクコントロール等に取り組んでおります。また、審査管理部門を営業推進部門から分離し、独立性を確保したうえで、厳正な信用リスク管理を行っております。

自己査定については、資産の健全性確保の観点から、監査部門による監査を含め、厳格な査定を実施するとともに、査定結果に基づいた適正な償却・引当を行っております。

さらに、事業性融資先を対象とした信用格付制度を導入し、定量面・定性面の両面から企業実態の把握に努めております。

信用リスクの減殺方法としては、当行が融資取引に際して徴求している物的担保及び人的担保（保証）、貸出金と預金との相殺等があり、当行では、「クレジットポリシー（融資業務規範）」において担保についての考え方を定め、担保の評価、管理の方針及び手続きは取扱要領等により規程化しております。

信用リスク量の測定方法及び手続については、取扱要領等により規程化しており、融資先の信用格付等に基づくリスク計測を月次で実施しております。なお、計測結果についてはＡＬＭ会議（常務会）への報告を行っております。

② 市場リスクの管理

(ⅰ)金利リスクの管理

当行は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領等においてリスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、またALM委員会における協議を踏まえ、ALM会議（常務会）において現状の把握、実施の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。具体的には、ギャップ分析や金利感応度分析を基本とし、BPV（ベーシス・ポイント・バリュー）、VaR（バリュー・アット・リスク）等の手法を用いてモニタリングを行い、月次ベースでALM会議に報告しております。なお、ALMの一環として、金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ⅱ)価格変動リスク管理

有価証券を含む投資商品の運用・管理については、半期ごとに取締役会で決定する「運用方針及びリスク管理方針」に基づいて行っております。有価証券の運用においては、金融市場部のミドルセクション及び総合企画部リスク統括室において、VaR等を用いて市場リスク量を定量的・網羅的に計測・把握しております。また、これらの情報は日次・週次・月次等、金融商品ごとに定めた頻度で担当取締役やALM会議（常務会）等に報告され、規定の遵守状況等が管理されております。

(ⅲ)市場リスクに関する定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預金」、「デリバティブ取引」等であります。

当行において市場リスク量として使用しているVaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間90日（※）、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

平成27年３月31日（連結決算日）現在の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で23,427百万円であります。

なお、当行では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティング等を実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

（※）「有価証券」のうち政策投資株式の保有期間は125日

③ 流動性リスクの管理

当行では流動性リスクの管理手続、管理体制等を定めた「流動性リスク管理規程」に基づき、管理部署の明確化を図るとともに、平常時・懸念時・緊急時等、状況に応じた流動性準備の水準を設定するなど、不測の事態が生じても流動性が十分確保できるような管理体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

2. **金融商品の時価等に関する事項**

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（(注) ２参照)。また、重要性が乏しいと思われる科目については表記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金預け金	79,775	79,775	－
(2) コールローン及び買入手形	34,597	34,597	－
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,719	8,790	71
その他有価証券	808,628	808,628	－
(4) 貸出金	1,470,267		
貸倒引当金（※１）	△5,684		
	1,464,582	1,486,778	22,196
資産計	2,396,302	2,418,570	22,267
(1) 預金	2,036,421	2,036,831	△409
(2) 譲渡性預金	103,112	103,118	△6
(3) コールマネー及び売渡手形	39,980	39,980	－
(4) 債券貸借取引受入担保金	25,214	25,214	－
(5) 借用金	46,915	46,818	96
(6) 新株予約権付社債	12,017	11,702	314
負債計	2,263,660	2,263,665	△4
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(180)	(180)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,453)	(4,453)	－
デリバティブ取引計	(4,634)	(4,634)	－

（※１） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※２） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　) で表示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が１年以内と短期であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、債券額面金額及び利息の合計を同様の新規私募債を引受けした場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間（残存期間又は金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び（2）譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ･フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金については、借用金の種類及び内部格付、期間（残存期間または金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 新株予約権付社債
当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引
デリバティブ取引は、金利関連取引（金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約等）、債券関係取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「金融商品の時価等に関する事項」の「資産（3）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
①　非上場株式（※１）（※２）	1,677
②　組合出資金（※３）	468
合　　計	2,146

（※１） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
（※２） 当連結会計年度において、非上場株式について１百万円減損処理を行っております。
（※３） 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（税効果会計関係）
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する**法定実効税率**は従来の35％から、平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.5％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32％となります。この税率変更により、繰延税金資産は9百万円減少し、繰延税金負債は928百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1,167百万円増加し、繰延ヘッジ損益は125百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は49百万円増加し、法人税等調整額は171百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は133百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）
１株当たりの純資産額　900円00銭
１株当たりの当期純利益金額　45円62銭